

# 那珂川市図書館運営方針

那珂川市教育委員会  
令和6年3月27日改定

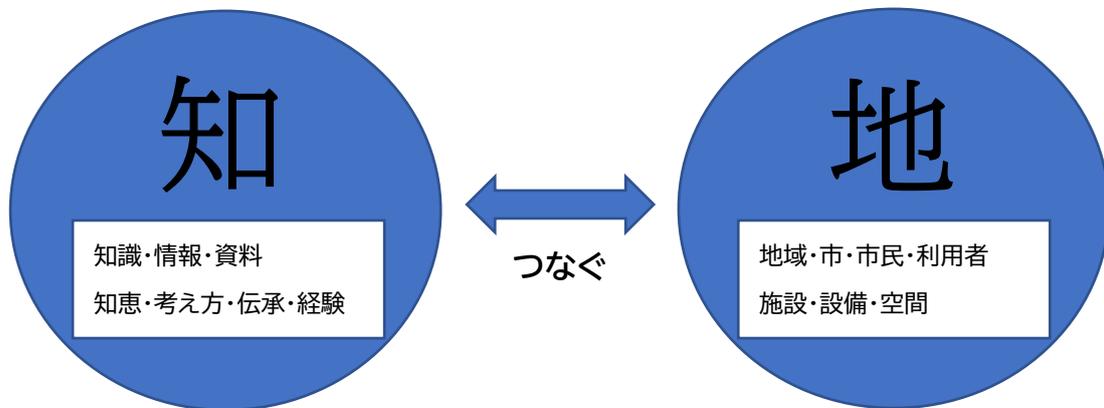
## 第1章 基本方針

### 1. 基本理念

「知と地をつなぐ共創拠点～地域に愛され、だれでも利用できる図書館を目指して～」

図書館を構成する大きな要素のうち「資料」、すなわち図書館がこれまで積み上げてきた「知識」や「知恵」を内包した「知」の部分と、「利用者」、すなわち図書館が置かれている「地域」やそこに暮らす「人々」を内包した「地」の部分をつなぐことが図書館の大きな役割です。

また、それらをつなぐことで「居場所」や「仕組み」、ひいては「未来」など様々なものを図書館と関わる人たちと共に創り出していく拠点となることを目指します。



### 2. 基本方針（つなぐもの・ともにつくるもの）

～つなぐもの～

目標1：利用者と情報をつなぎます。

- (1) 広範囲にわたる資料収集や、利用者寄り添ったレファレンス・サービスを行うことで、利用者の求める資料を適切に提供できるよう努めます。
- (2) 利用者に対して情報収集の方法や技術を教え、利用者自身の情報収集をサポートします。
- (3) 事業の周知や読書推進等を目的とした積極的かつ計画的な情報発信を行います。

- (4) 高齢者や障がいのある人等、多様な利用者の特性に合わせ、「障害者差別解消法」「読書バリアフリー法」などに適切に対応できるよう、だれでも情報にアクセスしやすい環境を整備します。

**目標 2：利用者と文化・芸術・学びをつなぎます。**

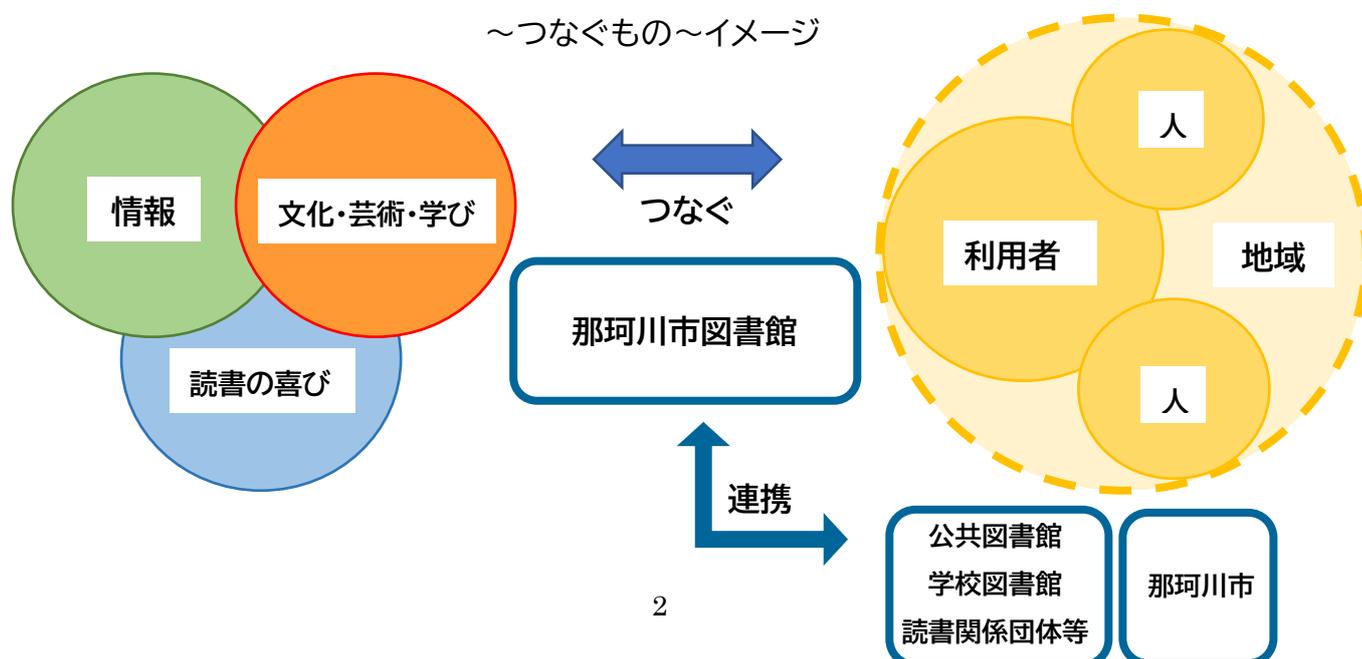
- (1) おはなし会や講演会、企画・展示などを通して、文化的な体験や芸術鑑賞の機会など利用者に感動や学びを与えるものを提供します。
- (2) 設備や資料の提供などにより、学習活動の奨励に努めます。

**目標 3：利用者と読書の喜びをつなぎます。**

- (1) 資料の配架や展示方法について工夫を凝らし、読書の楽しさや面白さを実感できるようなイベントを企画します。
- (2) 本に興味がない人や図書館に本を借りる目的以外でミリカローデン那珂川に来館された利用者にも、読書の喜びを実感してもらえるようなきっかけづくりをします。

**目標 4：人と人、そして地域をつなぎます。**

- (1) 図書館への来館やイベントなどをきっかけに人と人のつながりをつくり、その連鎖によって地域とつながる機会を提供します。
- (2) 郷土に関する資料の収集・企画・展示等を行うことで、より多くの人に地域へ愛着を持っていただけるよう努めます。
- (3) 他自治体の公共図書館等と連携し、資料や情報の相互利用等に努めたり、学校図書館や公民館図書室、読書関係団体等と連携し、市内における読書推進ネットワークの構築に努めることで、図書館サービスの充実を図り、地域全体の読書推進に係わる取組をつなぎます。



～とものつくるもの～

目標1：ひとりひとりにとってお気に入りの居場所をつくります。

- (1) 利用者が読書をしたり、館内で過ごしたりするときに、それぞれ人によって異なるお気に入りの居場所を見つけられるよう、いろんな種類・用途・形の空間を用意します。
- (2) 司書をはじめとする職員とのコミュニケーションや図書館に関わる活動を通して、これらの活動が日常生活の楽しみや生きがいにつながるような活動をつくります。

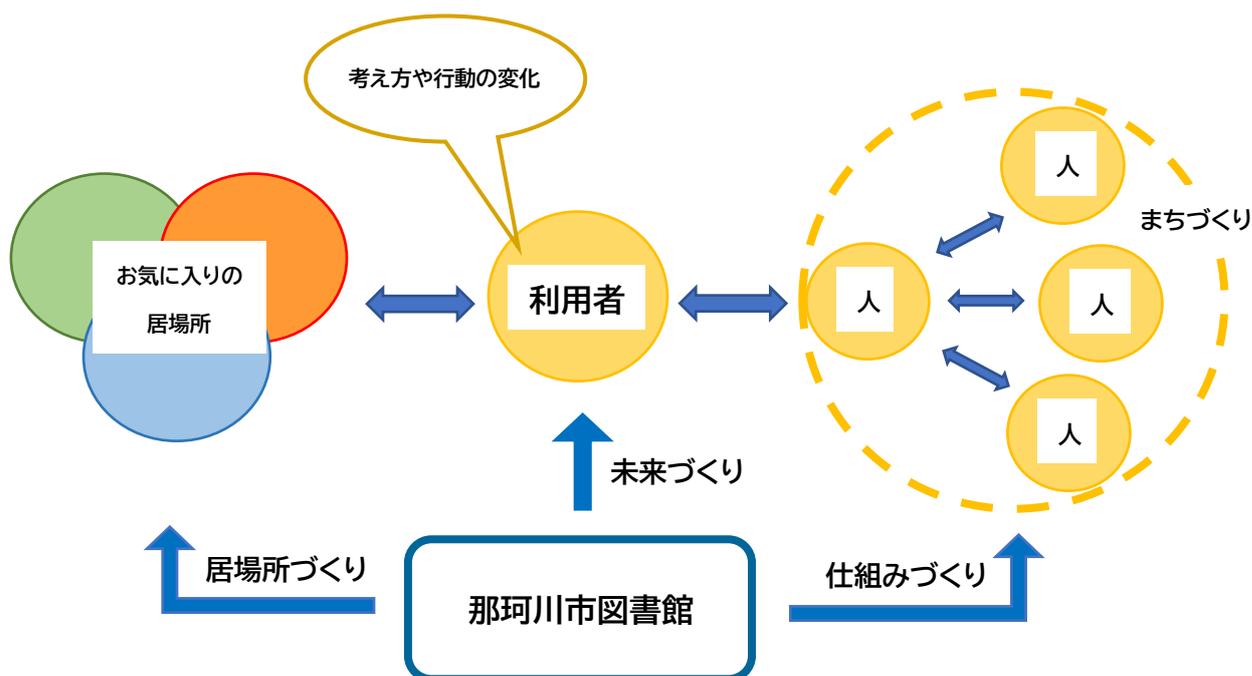
目標2：ひとりひとりの想いや活動をつなげる仕組みをつくります。

- (1) 図書館に訪れた人たちとの出会いの場や交流を生み出し、新しい活動を始めるためのきっかけや仕組みをつくります。
- (2) 個々の活動がつながって、まちづくりにつながるような仕組みをつくります。

目標3：ひとりひとりの生き方に寄り添い、未来をつくります。

- (1) 資料や情報などの知識や文化芸術の体験、図書館に訪れた人との出会いの場を提供することで、利用者の考え方や行動に変化を与え、その人自身の未来を創り出していくサポートをします。
- (2) 子どもから大人まで、高齢者や障がいのある人、外国人等、様々な人を対象にしながら、個々人の生き方にも寄り添ったサービスを提供できるよう努めます。

～とものつくるもの～イメージ



## 第2章 図書館が守るべきこと

基本方針達成のため、図書館は次の項目を守ります。

1. 図書館は、利用者の知る自由を保障する機関として、利用者の様々な資料要求に応え、また、全ての図書館資料について利用者が自由に利用できるよう努めます。
2. 図書館は、自らの責任において資料の収集方針を作成し、利用者に広く公開し、その内容に基づいて資料の選択及び収集を行います。
3. 図書館は、一時的な社会的要請や個人・組織・団体からの圧力や干渉に影響されることなく、適切に資料を管理し保存するよう努めます。
4. 図書館は、利用者の読書記録やその他の利用記録等プライバシーに関わる事実について、決して外部に漏らさないことを保証します。
5. 図書館は、専門的なサービスを実施するに足る必要な数の専門職員の確保に努めます。

## 第3章 職員の役割

基本方針達成のため、職員は次の役割を担います。

1. 館長は、図書館の管理運営に必要な知識・経験を有し、図書館の役割及び任務を自覚して、図書館機能を十分発揮させられるよう努めます。また、職員の様々な意見・発想をまとめ、図書館運営に活かすよう努めます。
2. 司書は、資料の収集、整理、保存、提供および情報サービスその他の専門的業務に従事し、図書館サービスの充実・向上を図るとともに、資料等の提供及び紹介等の住民の高度で多様な要求に適切に応えるよう努めます。
3. 司書及び職員（以下「司書等」という）は、自らの資質・能力向上を図るため学習に努めるとともに、館長は、司書等の基礎的教養と専門的技量を高める継続的・計画的な研修の実施に努めます。
4. 館長及び司書等は、その時々地域社会における課題や地域住民の求めているものを意識し、サービスや事業について常に改善を重ねるよう努めます。